

町内会等が所有する公衆街路灯について

【公衆街路灯の概要と市の支援策】

- ・盛岡市においては、町内会・自治会が歩行者の夜間の通行の安全確保のために公衆街路灯を設置し、電球交換や修繕等の維持管理を行っている。
- ・従来から設置されている公衆街路灯は蛍光灯が多かったが、近年は、省電力で明るさを確保できる LED 灯を設置、交換する町内会等が多くなってきている。
- ・市は、町内会等が公衆街路灯を設置、修繕する場合に要する経費や電気料に対し、次のとおり補助を行っている。

	公衆街路灯電気料補助金 (制度開始：昭和 49 年度～)	市内灯数 (うち LED) (灯)	街灯設置費補助金 (制度開始：昭和 45 年度～)	
	決算額 (円)		設置数 (うち LED) (灯)	決算額 (円)
平成 21 年度	76,638,757	18,441 (1,332) -(1,473)	267 (11)	4,980,898
平成 22 年度	70,689,995	18,407 (1,577) -(1,718)	350 (218)	8,488,494
平成 23 年度	73,740,734	18,417 (1,923) -(2,064)	314 (229)	7,960,295
(備考)・平成 21 年度に、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、1,4271,321 灯が LED に交換されている。 ・市内灯数及び街灯設置費補助金の設置数に、玉山区分は含まれていない。				

【制度改正の経緯】

- ・従来の公衆街路灯電気料補助金は、3 月分の電気料を基準として、10 を乗じた金額を前金として補助金交付し、年度末に実際にかかった額の差を精算していた。この手続きのため、町内会等は年に 2 回、市に申請書等の提出をしなければならず、事務負担の軽減を求める声が寄せられていた。
- ・平成 24 年 4 月の市政推進懇談会においても同様の発言があり、町内会等の事務負担の軽減策について検討を進めてきたものである。

【制度の概要】

- ・公衆街路灯に限定した新しい補助金交付の規則を制定し、従来の補助金申請の手続方法に縛られることなく、市が電気料を東北電力㈱へ支払いすることができるようにした。
- ・町内会等は、市への申請により一度対象となる公衆街路灯を登録する。以後は、毎年申請手続きを要さず、市から東北電力㈱へ直接電気料を支出する。